

初期アビダルマ仏教における因果論 —四縁を中心に—

齋 藤 滋

1. 問題の所在

インド西北部に展開した説一切有部では、紀元前2世紀頃から『集異門足論』・『法蘊足論』・『界身足論』・『識身足論』・『品類足論』・『施設足論』・『発智論』という七論書が著述され、ブッダの教説がまとめられるとともに、部派の教理体系が構築されていった。2世紀頃には、部派で最も重要視されていた『発智論』の注釈書である『大毘婆沙論』が編纂され、説一切有部の教理が集大成される。その後、4・5世紀頃までには教理を簡潔にまとめた世親著⁽¹⁾Abhidharmaśabdhāśya (『俱含論』) や衆賢の『順正理論』等の綱要書が著述されるにいたる。筆者はこれまで、初期説一切有部の思想を解明するために、いくつかの論考を公表してきたが⁽¹⁾、本稿は説一切有部の初期の因果論についての論考である。

説一切有部では、「六因」・「四縁」・「五果」と呼ばれる因果論が主張され、原因に「六因」と「四縁」、そして、結果に「五果」が規定されている。『俱含論』の第二章の「根品」によると、「六因」は、「能作因 (kāraṇa-hetu)」・「俱有因 (sahabhū-hetu)」・「相應因 (samprayukta-hetu)」・「同類因 (sabhāga-hetu)」・「遍行因 (sarvatraga-hetu)」・「異熟因 (vipāka-hetu)」である。また、「四縁」は、「増上縁 (adhipati-pratyaya)」・「所縁縁 (ālambana-pratyaya)」・「等無間縁 (samanantara-pratyaya)」・「因縁 (hetu-pratyaya)」である。そして、この「六因」・「四縁」に対して、結果である、「増上果」・「士用果」・「等流果」・「異熟果」・「離繫果」の「五果」が規定される。

ところで、「六因」・「四縁」・「五果」の因果論は、説一切有部の最初期からあったものではない。櫻部〔1969:112-114〕・櫻部〔1978:127-129〕・兵藤〔1985a〕によって、この因果論の成立がすでに明らかにされているが、初期の論書である『識身足論』では「四縁」のみが説かれていたが、『発智論』

や『大毘婆沙論』等で「六因」や「五果」が説かれるようになり、そして、『入阿毘達磨論』や『俱舍論』に至って、「六因」・「四縁」・「五果」が関係付けられるようになった。また、兵藤〔1985a〕では『大毘婆沙論』で「四縁」説から「六因」説へと中心が移っていったことも明らかにされている。このように、初期の説一切有部では因果論として「四縁」を主張していたわけであるが、この「縁 (pratyaya)」に基づく因果論は説一切有部特有のものではない。パーリの*Patthāna* (『発趣論』) では「二十四縁」が説かれ、『舍利弗阿毘曇論』(『舍利弗論』) では「十縁」が説かれている。それ故、「縁」の議論は部派分裂以前にまで遡ることができるといえる。

さて、アビダルマの仏教の因果論については、これまでにいくつかの研究が公表されている。まず、これらのアビダルマの仏教の因果論の全般については、木村〔1968: 234-263〕や水野〔1964〕で総括的に論じられている。また、櫻部〔1969〕では、「六因」・「四縁」・「五果」が説かれる『俱舍論』「根品」の現代語訳がされるとともに、序説において、説一切有部の因果論の歴史的発展が論じられている。さらに、櫻部〔1978〕・櫻部〔2006〕では「六因」・「四縁」・「五果」の解説がなされる。なお、櫻部〔1978〕には『入阿毘達磨論』の「六因」・「四縁」・「五果」の箇所の現代語訳も含まれる。また、中村〔1978〕では『俱舍論』「根品」中の「六因」・「四縁」の当該箇所の現代語訳がなされている。さらに、兵藤〔1983〕では「四縁」が論じられ、兵藤〔1985a〕・兵藤〔1985b〕では「六因」が論じられている。

本稿では、説一切有部の「四縁」を中心に取り上げ、『発趣論』や『舍利弗論』に説かれる「縁」説と比較検討しつつ、初期説一切有部の因果論の特色を論じてゆきたい。

2. 『識身足論』の「四縁」説

はじめに、『俱舍論』によって「四縁」を確認しよう。「因縁」について『俱舍論』には、

能作因 (*kāraṇa-hetu*) を除いた五つの因が因縁 (*hetu-pratyaya*) である。⁽²⁾ とあり、「能作因」以外の五因（俱有因・相應因・同類因・遍行因・異熟因）が「因縁」であると規定されている。次に、「等無間縁」についてであるが、『俱舍論』には、

阿羅漢の最後の [心・心所を]除いて、すでに生起した心・心所が等無間

縁である。これは等しく無間の縁 (pratyaya) だから等無間縁 (samanantara-pratyaya) である。これこそその故に、色 (rūpa) は等無間縁でない。⁽³⁾ 等しくない生起の故にである。

とあり、連續して生起する「心・心所」が「等無間縁」として規定されている。次に、「所縁縁」についてであるが、『俱舍論』には、

一切法が所縁 [縁] である。(2-62c)

適合するように、色 (rūpa) は「心所の」相応を有する眼識 (cakṣurvijñāna) の「所縁縁である」。声 (śabda) は耳識 (śrotravijñāna) の「所縁縁である」。香 (gandha) は鼻識 (ghrāṇavijñāna) の「所縁縁である」。味 (rasa) は舌識 (jihvāvijñāna) の「所縁縁である」。触 (sprastavya) は身識 (kāyavijñāna) の「所縁縁である」。一切法は意識 (manovijñāna) の「⁽⁴⁾ 所縁縁である」。

とあり、色・声・香・味・触・法という六つの対象が所縁縁であると規定されている。最後に、「増上縁」についてであるが、

能作因 (kārana-hetu) であるものが、そのまま増上縁 (adhipati-pratyaya) ⁽⁵⁾ である。

と記述されている。

以上、『俱舍論』中の「四縁」の記述を提示したが、ここで、「四縁」が初出する『識身足論』の記述をみてみると、

六識身がある。眼識・耳 [識]・鼻 [識]・舌 [識]・身 [識]・意識である。眼識には四縁がある。一に因縁、二に等無間縁、三に所縁縁、四に増上縁である。何が因縁か。こ [の六識身] の俱有・相応法等である。何が等無間縁か。彼の諸心心所法より平等無間にこのような眼識が已生し正生する。何が所縁縁か。一切の色である。何が増上縁か。自性を除いた残りの一切法である。以上のことを、眼識が所有する四縁という。すなわち、因縁・等無間縁・所縁縁・増上縁である。⁽⁶⁾

とある。「四縁」それぞれの記述については、先にあげた『俱舍論』の記述に比類されるものである。⁽⁷⁾ 「因縁」については、櫻部 [1969: 113] や兵藤 [1983: 290] すでに述べられているが、『識身足論』中には「俱有・相応法等」という語があり、「六因」中の「俱有因」・「相應因」に通じるとされる。そして、この『識身足論』の記述は「六識身」、すなわち、「認識の生起」に対

して「四縁」が適用されているため、水野〔1964：48〕に言及されているように、『識身足論』の「四縁」は認識論に深く関係したものになっている。それ故、説一切有部の因果論は、『識身足論』では「認識の生起」と関係する「四縁」であったが、後に、この「四縁」は「六因」や「五果」という新たな因果論と関連付けられ、『俱舍論』の記述にあるように、「諸法の生起」へと拡大していったところが伺える。

3. 『発趣論』の「二十四縁」説

「四縁」説は、説一切有部の古い因果論であった。一方、パーリでは「二十四縁」が説かれる。『発趣論』では、以下の「縁 (paccaya)」が説かれている。すなわち、

- (1)因縁 (hetu-paccaya) (2)所縁縁 (ārammaṇa-paccaya) (3)増上縁 (adhipati-paccaya) (4)無間縁 (anantara-paccaya) (5)等無間縁 (samanantara-paccaya) (6)俱生縁 (sahajāta-paccaya) (7)相互縁 (aññamañña-paccaya) (8)依止縁 (nissaya-paccaya) (9)親依止縁 (upanissaya-paccaya) (10)前生縁 (purejāta-paccaya) (11)後生縁 (pacchājā-tapaccaya) (12)修習縁 (āsevana-paccaya) (13)業縁 (kamma-paccaya) (14)異熟縁 (vipāka-paccaya) (15)食縁 (āhāra-paccaya) (16)根縁 (indriya-paccaya) (17)静慮縁 (jhāna-paccaya) (18)道縁 (magga-paccaya) (19)相應縁 (sampayutta-paccaya) (20)不相應縁 (vipayutta-paccaya) (21)有縁 (atthi-paccaya) (22)無有縁 (natthi-paccaya) (23)去縁 (vigata-paccaya) (24)不去縁 (avigata-paccaya)

という「二十四縁」が述べられている。⁽⁹⁾この中で、「二十四縁」の中の「(1)因縁」と「(2)所縁縁」と「(3)増上縁」と「(5)等無間縁」は『識身足論』の「四縁」と名称上の一一致が認められる。なお、これらの中で、「(5)等無間縁」は「(4)無間縁」と同じ概念であるとされる。⁽¹⁰⁾ここで、説一切有部の「四縁」に対応する『発趣論』の「縁」の記述をみてみよう。はじめに、「(1)因縁」については、「因縁 (hetu-paccaya)」とは、諸因は、因と相應を有する諸法とそれに
よって等しく起こる諸色について、因縁によって、縁となる。⁽¹¹⁾

とある。因相應の諸法と等起する色法が生起する場合に「因縁」が適用される。次に、「(2)所縁縁」については、

「所縁縁 (ārammaṇa-paccaya)」とは、色処は、眼識界とそれと相應を

有する諸法について、所縁縁によって縁となる。(後略)。⁽¹²⁾

とあり、声処と耳識界・香処と鼻識界・味処と舌識界・触処と身識界・一切諸法と意識界についても同様の記述が繰り返される。そして、

Xなる法を所縁としてYなる諸法である心・心所法が生起する時、Xなる諸法はYなる諸法について、「所縁縁 (ārammāna-paccaya)」によつて縁となる。⁽¹³⁾

とあり、所縁によって心・心所法の生起する場合に「所縁縁」という関係を述べる。次に、「(3)増上縁」についてであるが、

「増上縁 (adhipati-paccaya)」とは、欲増上 (chanda-adhipati) は欲と相応を有する諸法とそれによって等起する諸色について、増上縁によつて縁となる。勤増上 (viriya-adhipati) は勤と相応を有する諸法と [それによって等起する諸色について、増上縁によつて縁となる]。心増上 (citta-adhipati) は心と相応を有する諸法と [それによって等起する諸色について、増上縁によつて縁となる]。観増上 (vīmamsā-adhipati) は観と相応を有する諸法とそれによって等起する諸色について、増上縁によつて縁となる。Xなる法を教主 (garu) としてYなる諸法である心・心所法が生起する時、Xなる諸法はYなる諸法について、「増上縁 (adhipati-paccaya)」によつて縁となる。⁽¹⁴⁾

とあり、欲増上と勤増上と心増上と観増上があげられ、増上という原因によつて心・心所法の生起する場合に「増上縁」という関係を述べている。一方、「(5)等無間縁」についてであるが、『発趣論』は、「無間縁」と同じであるとして、その説明を欠いている。そこで、「無間縁」の記述をみてみると、

「無間縁 (anantara-paccaya)」とは、眼識界とそれと相応を有する諸法は、意界とそれと相応する諸法について、「無間縁」によつて縁となる。意界とそれと相応を有する諸法は意識界とそれと相応する諸法について、「無間縁」によつて縁となる。⁽¹⁵⁾ (後略)。

とあり、耳識界・鼻識界・舌識界・身識界についても同様の記述が繰り返される。そして、

前前の諸善法は後後の諸善法について無間縁によつて縁となる。[前前の諸善法は後後の] 諸無記法について、無間縁によつて縁となる。⁽¹⁶⁾ (後略)。

とあり、前の善法が後の善法・無記法の「無間縁」となると述べられる。この

後、『発趣論』は、前の不善法が後の不善法・無記法、および、前の無記法が後の無記法・善法・不善法の「無間縁」となることが述べられ、最後に、

Xなる諸法の無間にYなる諸法が生起する時、Xなる諸法はYなる諸法について「無間縁 (anantara-paccaya)」によって縁となる。⁽¹⁷⁾

と結ばれ、無間に連続した諸法の生起があるときに、「無間縁」という関係を認めている。

以上のように、『発趣論』の「二十四縁」説と、その中の「(1)因縁」と「(2)所縁縁」と「(3)増上縁」と「(4)無間縁」の記述を見てきた。「所縁縁」と「増上縁」は「心・心所法の生起」に適用される。一方、「無間縁(等無間縁)」は、「識」と相応する諸法が主たるものであるが、連続して生起する諸法に適用される。また、「因縁」は「心・心所法の生起」に限定されず、色法も含めた「諸法の生起」に適用されている。『識身足論』の「四縁」よりも明らかに適用範囲の広いものになっている。また、『発趣論』の残りの「縁」の中には、「(17)静慮縁 (jhāna-paccaya)」のように、「静慮支と関係した諸法の生起」に適用されている。⁽¹⁸⁾ 佐々木 [1958: 154-155] によると、「二十四縁」は色法と心法関係の叙述にあったと述べられているが⁽¹⁹⁾、以上のことから、『発趣論』では、「諸法の生起」に対して「縁 (paccaya)」が適用されている。

4. 『舍利弗論』の「十縁」説

次に、『舍利弗論』の「十縁」説である。この「十縁」については、すでに、木村 [1968: 246-253] や水野 [1964: 42-44] に解説がされている。『舍利弗論』には、

- (1)因縁 (2)無間縁 (3)境界縁 (4)依縁 (5)業縁 (6)報縁 (7)起縁 (8)異縁 (9)相続縁
(10)増上縁

の「十縁」が述べられ⁽²⁰⁾、「(1)因縁」と「(2)無間縁」と「(3)境界縁」と「(10)増上縁」は『識身足論』の「四縁」に比類される。「因縁」について、『舍利弗論』には、

何を「因縁」というのか。法が因である、これを因縁と名づける。また、「因縁」とは、法が共・非共の果報を有する（有報）、これを因縁と名づける。また、「因縁」とは、法が有縁である、また、法が無縁であって結果を有する（有報）、得果を除いて残りの法が無縁であって善なる果報があ

る、および、[地・水・火・風の] 四大、これを因縁と名づける。⁽²¹⁾
とあり、種々の説が提示されている。また、「無間縁」について『舍利弗論』には、

「無間縁」とは何か。法が生じ滅する、これを無間縁と名づける。また、法がすでに滅し、未だに滅していない、また、[五] 蘊（陰）・[十八] 界・[十二] 処（入）の法がそれぞれの自性を生じる、あるいは、先に現在より滅し終わる、これを無間縁と名づける。⁽²²⁾

とある。ここでは、生滅する法が「無間縁」となっており、法の相続を論じていると推測される。次に、「境界縁」について『舍利弗論』には、

「境界縁」とは何か。すべての法（一切法）が境界縁であって、心・心所法を生じるごときである。これを境界縁と名づける。⁽²³⁾

とある。心・心所が生起することに対して「境界縁」が述べられている。また、「増上縁」について『舍利弗論』には、

「増上縁」とは何か。法が勝れている、これを増上縁と名づける。また、増上縁とは、法が増上する所、向かう所、帰す所、傾向して生じる所である。また、欲を増上とする、精進を増上とする、心を増上とする、思惟を増上とする、貪を増上とする、瞋恚を増上とする、愚癡を増上とする、無貪を増上とする、無恚を増上とする、無癡を増上とする、戒を増上とする、定を増上とする、慧を増上とする、我を増上とする、世間を増上とする、法を増上とする、眼根を増上とする、耳・鼻・舌・身・意根を増上とする、増上を増上とする、境界を増上とする、依を増上とする…。⁽²⁴⁾（後略）。

とある。ここでは、「増上」を「法が勝れている」と規定している。結果を生起させるということで勝れているのであろう。そして、その具体的な「法」として、「欲」・「精進」・「心」・「思惟」・「貪」・「瞋恚」・「愚癡」・「無貪」・「無恚」・「無癡」・「戒」・「定」・「慧」・「我」・「世間」・「法」・「六根」・「増上」・「境界」・「依」があげられている。

このように、『舍利弗論』の上述の四つの「縁」に関して、「(3)境界縁」は「心・心所法の生起」に適用されている。一方、「(1)因縁」と「(2)無間縁」と「(10)増上縁」は「因縁」と「無間縁（等無間縁）」は概して「諸法の生起」に適用されている。それ故、「十縁」説は、「(4)依縁」(5)業縁(6)報縁(7)起縁(8)異縁(9)相続縁」もあるが、『発趣論』と同様に、幅広く、「諸法の生起」に対して

「縁」が適用されているものとみなすことができる。

5. 「縁」説の原型

『識身足論』の「四縁」説・『発趣論』の「二十四縁」説・『舍利弗論』の「十縁」説をみてきた。このように種々の「縁」説が存在することから、「縁 (pratyaya)」をめぐる議論は部派分裂以前から行われていたと考えられる。そして、「四縁」・「二十四縁」・「十縁」という数の相違があるように、分裂後に「縁 (pratyaya)」をめぐる議論は部派によって個別に展開したといえる。そこで、次に、部派分裂以前の「縁」説の原型を考えてみたい。

「縁 (pratyaya)」説の原型に関して、『俱舍論』では「縁性は四である。因縁性、等無間縁性、所縁縁性、増上縁性である。⁽²⁵⁾」という「四縁」の教証がなされている。従って、『俱舍論』の記述に基づくならば、「四縁」は仏説であり、仏教では当初から「四縁」説が存在したことになる。しかしながら、木村〔1968：238－239〕や櫻部〔1969：112〕では、この教証を現存の「阿含・ニカーヤ」には認められないことが明らかにされている。それ故、「四縁」の教証については、櫻部〔1969：112〕は説一切有部内の増広とみなしている。

「四縁」は仏説でない可能性が極めて高い。その場合、「縁 (pratyaya)」説の原型についてはこれまでに二種の説が提示されている。

まず、木村〔1968：243－244〕によると、「縁」の記述内容の発達段階を考慮しつつ、初めにパーリの「二十四縁」説があり、その後、『舍利弗論』の「十縁」説、そして、説一切有部の「四縁」説へと発達したとしている。つまり、パーリの「二十四縁」説があまりにも幅広い内容であったために、洗練化されていったと解したのである。⁽²⁶⁾

一方、櫻部〔1969：112－113〕は、『識身足論』の「四縁」が「阿含」に認められないものの、『舍利弗論』や『発趣論』でも「増上縁」・「所縁縁」・「等無間縁」・「因縁」の「四縁」に対応する「縁 (pratyaya)」が共通して説かれているため、「四縁」説を古いものとみなしている。仮に、「四縁」説が古いものであるならば、『識身足論』だけが「四縁」という「縁」説の古い型をとどめる一方で、『舍利弗論』は「十縁」へ、『発趣論』は「二十四縁」へと拡大していくことになろう。

このように、「縁 (pratyaya)」説の原型に関しては諸説があるわけであるが、ここで、『識身足論』の「四縁」説と『舍利弗論』の「十縁」説と『発趣論』

の「二十四縁」説の対応関係をみてみると、「増上縁」・「所縁縁」・「等無間縁」・「因縁」に対応する「縁」はいずれのテキストにも見出すことができる。また、『舍利弗論』の「十縁」のすべては、『発趣論』の「二十四縁」の中に対応する「縁」がある。⁽²⁷⁾

まず、「四縁」が共通するということに基づくならば、櫻部〔1969：112—113〕にあるように、「四縁」説を古いものとみなすこともできよう。しかしながら、『舍利弗論』の「十縁」説が『発趣論』の「二十四縁」と対応することは問題となろう。なぜならば、『舍利弗論』と『発趣論』は異なった部派のものであり、「四縁」説から発展して、まったく偶然に同じ「縁」が認められたということは、あまりにも不自然だからである。また、『識身足論』の「四縁」説は「認識の生起」のみに関係するため、「諸法の生起」と関係する『舍利弗論』や『発趣論』の「縁」説とは適用対象が大きく異なっている。それ故、「四縁」から「十縁」や「二十四縁」へと発展したとみなすことには疑問が残る。

一方、木村〔1968：243—244〕に述べられる「二十四縁」説から「十縁」説や「四縁」説へと洗練されていったという説も、テキストの比較上では言い得るかもしれない。しかし、水野〔1964：34—36〕にあるように、パーリでは断片的な「縁」の提示も認められる。例えば、『無碍解道』(*Patisambhidhā-magga*) では、「俱生縁」・「相互縁」・「依縁」・「相応縁」・「不相応縁」の「五縁」⁽²⁸⁾ があげられる。また、『論事』(*Kathāvatthu*) でも、「因縁」・「所縁縁」・「増上縁」・「無間縁」・「等無間縁」の「五縁」⁽²⁹⁾ もあげられ、また、列記されていないものの、「因縁」・「増上縁」・「根縁」・「道縁」・「食縁」・「俱生縁」・「所縁縁」・「修習縁」・「無間縁」・「等無間縁」が説かれている箇所もある。⁽³⁰⁾ それ故、「二十四縁」説は当初からあったものではなく、段階的に成立していったものと考えられる。⁽³¹⁾

従って、縁説は、「四縁」説から拡大していったのか、あるいは、「二十四縁」説から洗練されていったのかははっきりしない。

ところで、『舍利弗論』は、田中〔1993〕にあるように、説一切有部の最初期の『法蘊足論』やパーリの『分別論』(*Vibhaṅga*) に比類されるテキストである。一方、『識身足論』は、櫻部〔1969：50〕によると、『法蘊足論』より後に成立した第二期の論書の中に位置づけられ、『発趣論』は、水野〔1964：

34]によると、パーリの論書の中で最後期のものとされる。「縁」説に限定してみると、『舍利弗論』に比類される『法蘊足論』や『分別論』では、体系的な「縁」説が未だ確定せず、後の『識身足論』や『発趣論』に至って「縁」説が確定したことになる。

テキストの成立のみに基づくならば、『舍利弗論』の「十縁」説が最も古いものになるにちがいない。この場合、最初期の「縁」は「諸法の生起」に適用されたものであり、「十」であったかは断定できないが、「縁」説の数は、それに近いものであったと推測される。そして、『舍利弗論』と『発趣論』とでは「縁」の内容に共通する項目が認められるため、「十縁」説に近いものから「二十四縁」説へと発展していくものと考えられる。一方、説一切有部では、「縁」の適用対象が「認識の生起」に限定され、同時に、数も「四」に洗練化されていったと考えられる。このように、「縁」説に展開について、従来とは異なる仮説をたてることも可能である。

6. 「四縁」と「二縁」

『識身足論』は「縁 (pratyaya)」の適用対象を「認識の生起」に限定して「四縁」説を主張した。この適用対象は『舍利弗論』や『発趣論』の「縁」説と比べると特異なものである。ここでは、『識身足論』が「認識の生起」に対して「縁 (pratyaya)」の語を適用した理由について論じたい。

「四縁」説は『識身足論』で初出するわけであるが、最初期の論書である『集異門足論』や『法蘊足論』では言及されていない。しかし、「縁」については、『集異門足論』の以下の記述の中に認められる。すなわち、

云何眼識身。答眼及諸色為縁生眼識。此中眼為増上色為二所縁。

(中略) 云何眼触所生受身。答眼及諸色為縁生眼識。三和合故触。触為縁故受。此中眼為増上色為所縁。⁽³²⁾ 眼触為因眼触等起。

とある。この記述では、「眼識の生起」に関して、「増上」である「眼」と「所縁」である「色」が認められている。つまり、説一切有部では、最初期から「増上縁」と「所縁縁」の「二縁」が説かれ、そして、「認識の生起」に適用されているのである。この「二縁」説については、先行研究では論じられたことはない。「二縁」説の根拠として、以下に、説一切有部所伝の『尊婆須蜜菩薩所集論』(『婆須蜜論』)の「縁」の記述を引用してみよう。すなわち、

どうして一切の心は縁であると知るのか。①ある者は次の説を作る。一

切の心は四因縁によって生じる、と。②ある者は次の説を作る。境界は心に所摂（包摂）されることがある、と。③ある者は次の説を作る。世尊はまた説いている。二因縁によって識は生じる、と。④ある者は次の説を作る。若し心に縁がなければ、彼（心）は識そのものになってしま⁽³³⁾う。知るとは識である、と。

とあり、心に関しての四つの説が提示されている。この中で、第一説は、心は四つの因縁によって生じると主張されているため、『識身足論』に説かれる「四縁」に比類されるものである。第二説は、「境界」、すなわち、認識の対象である「所縁」が心に所摂、すなわち、包摂されるという。⁽³⁴⁾第三説は、仏説を述べているものであるが、二つの因縁によって「識」が生じるとしている。第四節は「心」と「識」の違いを述べている。上記の『婆須蜜論』の記述で注意すべきは、第一説と第三説である。第一説は『識身足論』の「四縁」に比類されるものである。一方、第三説は、仏説に基づく「二因縁」である。『婆須蜜論』は「二因縁」について何も語っていないが、『集異門足論』が「増上縁」と「所縁縁」の「二縁」のみを説いていることと一致する可能性が高い。また、上記の引用によるならば、『婆須蜜論』においては、心、あるいは、認識の生起に関して、説一切有部では「二縁」と「四縁」の二つの説が存在していたことになる。

また、『集異門足論』の「二縁」説によれば、説一切有部では、仏説に基づき「増上縁」と「所縁縁」の「二縁」説を主張し、当初から、「縁」を「認識の生起」に限定していたといえる。そして、その後、心・心所の相続に基づき「等無間縁」が、また、「俱有・相應法」という心と共に生起する法に基づき「因縁」が認められるようになる。それ故、説一切有部では、最初期の『集異門足論』の「二縁」説がもとになり、『識身足論』の「四縁」説へ発展していくと理解することができる。

ただし、兵藤〔1983：288—299〕は、『集異門足論』の同じ箇所を引用し、「四縁」の各縁は認められないものの、すでに「四縁」の原型があったと推測している。よって、本稿で論じた『集異門足論』の「二縁」説には更なる検討の余地もあるう。

7. 結

「縁（pratyaya）」についての議論は、部派分裂以前にまで遡ることができ

る。本稿では『識身足論』に説かれる「四縁」説を中心に、『舍利弗論』の「十縁」説や『発趣論』の「二十四縁」説と比較検討しつつ、初期説一切有部の因果論の特色を論じてきた。以下に、本稿で、明らかになったことをまとめるとする。

①「縁 (pratyaya)」については、『発趣論』や『舍利弗論』では幅広く「諸法の生起」に適用されるが、『識身足論』では「認識の生起」のみに適用されている。それ故、この適用対象は、説一切有部という部派を特徴づけるものとなっている。別の視点から論じるならば、説一切有部という部派は認識論を「縁 (pratyaya)」という因果論の枠組みの中で理解していたともいえる。

②従来の研究では縁説の原型については、「四縁」や「二十四縁」が想定されていた。本稿では、新たな仮説を提示した。すなわち、「縁」説の原型は、「諸法の生起」に適用されたものであり、数の上では『舍利弗論』の「十縁」説に近いものであり、その後、時代が下って『発趣論』の「二十四縁」説や『識身足論』の「四縁」説へと発展したと解した。また、その際に、説一切有部では「縁」の適用対象を「認識の生起」のみに限定したとも推定した。

③本稿では、『婆須蜜論』の記述により、『集異門足論』は「四縁」ではなく、「所縁縁」・「增上縁」の「二縁」を説いている可能性を示した。それ故、説一切有部では最初期は「認識の生起」に関係した「二縁」説であり、それをもとに発展をし、『識身足論』において「四縁」説が作り出されたと考えることもできる。

略号、及び、参考文献

・一次資料

Akbh (『俱舍論』) : *Abhidharmakośabhāṣya*.

Edited by P. Pradhan, *Abhidharmakośabhāṣya* of Vasubandhu. Patna: Kashi Prasad Jayaswal Research Institute, 1967.

Kathāvatthu (『論事』).

Edited by Arnold C. Taylor. *Kathāvatthu*, 2 vols. London: Pali Text Society, 1979 (1894, 1897 1st).

Patisambhidhāmagga (『無碍解道』).

Edited by Arnold C. Taylor. *Patisambhidhāmagga*, 2 vols. London: Pali Text Society, 1979 (1905, 1907 1st).

Pattihāna (『発趣論』).

Edited by Mrs. Rhys Davids. *Tikapattihāna of the Abhidhamma Pitaka, Part 1. Paccayavibhangavāra together with Buddhaghosa's Commentary from the Pañcappakaranatthakathā*. Oxford: Pali Text Society, 1996 (1921 1st).

『集異門足論』：『阿毘達磨集異門足論』玄奘訳 大正26, No. 1536.

『識身足論』：『阿毘達磨識身足論』玄奘訳 大正26, No. 1539.

『婆須蜜論』：『尊婆須蜜菩薩所集論』僧伽跋澄等訳 大正28, No. 1549.

『舍利弗論』：『舍利弗阿毘曇論』曇摩耶舍共曇摩崛多等訳 大正28, No. 1548.

・二次資料

木村 泰賢

1968 『木村泰賢全集』第五卷 大法輪閣.

齋藤 滋

2004 「説一切有部の彼同分 一部派仏教の「眼」をめぐる議論——」
『印度学仏教学研究』105 (53-1), pp. 372-375.

2006a 「初期アビダルマ仏教における「我」の同義語について」『印度学仏教学研究』108 (54-2), pp. 1012-1017.

2006b 「アビダルマ思想の展開と法数 一部派仏教における十八界と六十二界—」『東海仏教』51, pp. 74 - 90.

櫻部（桜部） 建

1969 『俱舍論の研究』法藏館.

1978 「アビダルマ仏教の因果論」『仏教思想3 因果』平楽寺書店,
pp. 125-146.

2006 (1969) 『仏教の思想2 存在の分析〈アビダルマ〉』角川書店.

佐々木 現順

1958 『阿毘達磨思想研究』弘文堂.

田中 教照

1993 『初期仏教の修行道論』山喜房仏書林.

浪花 宣明

1994 「パーリ二十四縁説の研究」『仏教研究』24, pp. 147-164.

中村 元

1978 「因果」『仏教思想3 因果』平楽寺書店, pp. 1-53.

兵藤 一夫

1983 「四縁についての一考察」『印度学仏教学研究』62(31-2), pp. 288-291.

1985a 「六因説について 一特にその成立に関してー」『大谷学報』64-4, pp. 95-109.

1985b 「「六因説」について 一特に「相應因」と「俱有因」に関して」『印度学仏教学研究』66(33-2), pp. 288-291.

水野 弘元

1964 「縁について」『結城教授頌壽記念 仏教思想史論集』大藏出版, pp. 31- 50.

渡邊 模雄

1997 (1934) 『国訳一切経印度撰述部 昆曇部22』大東出版社.

註

- (1) 齋藤〔2004〕では部派仏教における「認識作用の無い眼」の議論を比較検討し、説一切有部の主張する「彼同分 (tat-sabhāga)」の特異性を論じた。また、齋藤〔2006a〕では、「pudgala」や「sattva」等の語が「我 (ātman)」と同義とみなされしていく過程を取り上げ、「我 (ātman)」の同義語の確立を特質の一つに位置づけた。さらに、齋藤〔2006b〕は、部派仏教で種々の「界 (dhātu)」説を「十八界」に纏めてゆく過程について比較検討をした。
- (2) *Akbh*, 98, 8: kāraṇahetuvarjyāḥ pañca hetavo hetupratyayāḥ なお、『俱舍論』の「四縁」の記述の訳出にあたり、櫻部〔1969〕と中村〔1978〕を適宜参照した。
- (3) *Akbh*, 98, 10-11: arhataḥ paścimānapāsyotpannāś cittacaittāḥ samanantarapratyayāḥ samaś cāyam anantaraś ca pratyaya iti samanantarapratyayāḥ ata eva rūpam na samanantarapratyayao viṣamotpatteḥ.
- (4) *Akbh*, 100, 3-5: **ālambanam sarvadharmaḥ.** (2-62c) yathāyogam caksurvijñānasya samprayogasya rūpam. śrotravijñānasya śabdāḥ. ghrāṇavijñānasya gandhāḥ. jihvā vijñānasya rasāḥ. kāyavijñānasya spraṭṭavyam. manovijñānasya sarvadharmaḥ.
- (5) *Akbh*, 100, 12: ya eva kāraṇahetuḥ sa evādhipatipratyayāḥ.
- (6) 『識身足論』卷3, 547, b, 22-27: 有六識身。謂眼識耳鼻舌身意識。眼識有四縁。一因縁、二等無間縁、三所縁縁、四增上縁。何等因縁。謂此俱有相應法等。何等等無間縁。謂若從彼諸心法平等無間、如是眼識已生正生。何等所縁縁。謂一切色。何等增上縁。謂除自性余一切法。なお、この箇所は兵藤〔1983: 290〕で、すで

に取り上げられている。

- (7) なお、「所縁縁」については、『俱舍論』では「一切法」に適用されるが、『識身足論』では「一切色法」になっている。これは、『識身足論』の当該箇所が「眼識 (caksur-vijñāna)」の生起に関連しているためと考えられる。
- (8) さらに、櫻部〔1969：113〕・兵藤〔1983：290〕は『識身足論』の「俱有相應法等」の「等」の語に「同類因」・「異熟因」・「遍行因」も含まれるとしている。
- (9) *Patthāna*, 1. なお、パーリの「二十四縁」説の各縁については、佐々木〔1958：164-165, n. 1〕・木村〔1968：240-253〕・水野〔1964：33-42〕や浪花〔1994〕に述べられている。
- (10) 『発趣論』では「等無間縁」と「無間縁」は同じものとみなされ、「無間縁」のみが解説され「等無間縁」の解説は省略されている。
- (11) *Patthāna*, 1: hetupaccayo ti hetū hetusampayuttakānam dhammānam tamsamutthānāñ ca rūpānam hetupaccayena paccayo.
- (12) *Patthāna*, 1: ārammaṇapaccayo ti rūpāyatanañ cakkhuviññāñadhadhātuyā tamsampayuttakānañ ca rūpānam ārammaṇapccayena paccayo...
- (13) *Patthāna*, 2: yam yam dhammāñ ārabha ye ye dhammā uppajjanti cittacetasiñā dhammā te te dhammā tesam̄ tesam̄ dhammānam ārammaṇapccayena paccayo.
- (14) *Patthāna*, 2: adhipatipaccayo ti candhādhipati chandasampayuttakānam dhammā nam tamsamutthānāñ ca rūpānam adhipatipaccayena paccayo. viriyādhipati viriyasampayuttakānam.. cittādhipati cittasampayuttakānam.. vīmañsādhipati vīmañsasampayuttakānam dhammānam tamsamutthānāñ ca rūpānam adhipatipaccayena paccayo. yam yam dhammāñ garuñ katvā ye ye dhammā uppajjanti cittacetasiñā dhammā te te dhammā tesam̄ tesam̄ dhammānam adhipatipaccayena paccayo.
- (15) *Patthāna*, 2: anantarapaccayo ti cakkhuviññāñadhadhātu tamsampayuttakā ca dhammā manodhātuyā tamsampayuttakānañ ca dhammānam anantarapaccayena paccayo. manodhātu tamsampayuttakā ca dhammā manovīññāñadhadhātuyā tamsampayuttakānañ ca dhammānam anantarapaccayena paccayo.
- (16) *Patthāna*, 3: primā primā kusalā dhammā pacchimānam pacchimānam kusalānam dhammānam anantarapaccayena paccayo... avyākatānam dhammānam anantarapaccayena paccayo.
- (17) *Patthāna*, 3: yesam̄ yesam̄ dhammānam anantarā ye ye dhammā uppajjanti te te dhammā tesam̄ tesam̄ dhammānam anantarapaccayena paccayo paccayo.
- (18) *Patthāna*, 6: jhānapaccayo ti jhānangāni jhānasampayuttakānam dhammānam tamsamutthānāñ ca rūpānam jhānapaccayena paccayo.
- (19) さらに、佐々木〔1958：154-156〕では、『分別論註』では「二十四縁」が「十

二支縁起」の支分の関係の解釈に使用されていることも述べられている。

- (20) 『舍利弗論』卷25, 679, b - 680, b.
 - (21) 『舍利弗論』卷25, 679, b, 10-13 : 何謂因縁。若法因是名因縁。復次因縁若法共非共有報是名因縁。復次因縁若法有縁若法無縁有報。除得果若余法無縁善報及四大。是名因縁
 - (22) 『舍利弗論』卷25, 679, b, 14-16 : 何謂無間縁。若法生滅。是名無間縁。復次無間縁。若法已滅若未滅。若陰界入法。各自性即生。若先已滅於現在。是名無間縁
 - (23) 『舍利弗論』卷25, 679, b, 17-18 : 何謂境界縁。一切法境界縁。如相生心心數法。是名境界縁。
 - (24) 『舍利弗論』卷25, 679, c, 11-18 : 何謂增上縁。若法勝是名增上縁。復次增上縁。若法所增上所向所歸所傾向而生。若以欲增上。以精進增上。以心增上。以思惟增上。以貪增上。以瞋恚增上。以愚癡增上。以無貪增上。以無恚增上。以無癡增上。以戒增上。以定增上。以慧增上。以我增上。以世間增上。以法增上。以眼根增上。以耳鼻舌身意根增上。以增上為增上。以境界增上。以依增上
 - (25) *Akbh*, 98, 5 - 6: *catasrah pratyayatāḥ hetupratyayatā samanantarapratyayatā ā-lambanapratyayatā adhipatipratyayatā...*
 - (26) なお、水野〔1964: 34〕や兵藤〔1983: 291, n. 3〕は、この見解に疑問を呈している。
 - (27) 対応関係については、木村〔1968: 246-253〕や渡邊〔1997: 606, n. 5-14〕を参照した。
 - (28) *Paṭisambhidhāmagga*, vol. 2, 72.
 - (29) *Kathāvatthu*, 313.
 - (30) *Kathāvatthu*, 508- 510.
 - (31) なお、水野〔1964: 35, n. 2〕は、『論事』において、別の箇所で「相互縁」もあげられていると述べる。また、水野〔1964: 35-36, n. 3〕は『双論』(Yamaka) や『法集論』(Dhammasaṅgani) でも諸縁が論じられていると指摘している。
 - (32) 『集異門足論』卷15, 429, a, 14- b, 2.
 - (33) 『婆須蜜論』卷9, 797, a, 12-15: 云何知一切心是縁。或作是說。一切心縁四因縁生。或作是說。境界心有所撰。或作是說。世尊亦說。縁二因縁識便生。或作是說。若心無縁者。彼則是識。知者是識也。
 - (34) 詳細ははっきりしないが、後代の唯識説に類似している。今後の課題としたい。
- ※本稿は平成18年度科学硏究費補助金（特別研究員奨励費）の成果の一部である。

〈キーワード〉 四縁、十縁、二十四縁、說一切有部